

別 添

## 正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前	訂正後
<p>特記仕様書</p> <p>1-5 配置技術者に関する事項</p> <p>1-5-1 配置技術者の資格</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 主任技術者である場合は、建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有する者であること。</li><li>2. 監理技術者である場合は、建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有するものであり、さらに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</li></ol> <p>1-5-2 配置技術者の工事経験</p> <p>配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 19 年度以降において、元請として完成・引渡しが完了した、下記の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）</p> <p>なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は</p>	<p>特記仕様書</p> <p>1-5 配置技術者に関する事項</p> <p>1-5-1 配置技術者の資格</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 主任技術者である場合は、建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有する者であること。</li><li>2. 監理技術者である場合は、建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有するものであり、さらに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</li></ol> <p>1-5-2 配置技術者の工事経験</p> <p>配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 19 年度以降において、元請として完成・引渡しが完了した、下記の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）</p> <p>なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は</p>

建設業法に基づく資格（電気通信工事業）を有している者でなければならない。

1 受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する特別高圧受配電設備又は高圧受配電設備について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

建設業法に基づく資格（電気工事業）を有している者でなければならない。

1 受電箇所において、複数の負荷設備に電力を供給し、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する特別高圧受配電設備又は高圧受配電設備について、機器の設置及び試験調整を実施した工事